公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業
医療 安全情報
No.86　2014年1月

禁忌薬剤の投与

患者の疾患や病態を把握していたが、医療用医薬品の添付文書上、「禁忌（次の患者には投与しないこと）」として記載のある薬剤を投与した事例が8件報告されています（集計期間:2010年1月1日～2013年11月30日、第29回報告書「個別のテーマの検討状況」（P127）に一部を掲載）。

患者の疾患や病態を把握していたが、添付文書上、『禁忌』として記載のあることを知らず、薬剤を投与した事例が報告されています。

疾患名又は病態	投与した薬剤（主たる薬効）	件数
重度の腎障害・腎不全※1	グリコラン錠　（経口血糖降下剤）	1
	ザイザル錠　（アレルギー性疾患治療剤）	1
	ティーエスワン配合剤※2　（代謝拮抗剤）	1
	ビジクリア配合錠　（経口腸管洗浄剤）	1
パーキンソン病	セレネース注　（抗精神病剤）	2
消化管穿孔疑い	バリエネマHD75%（ディスポーザブル注腸造影剤）	1
血友病	ネオラミン・マルチV 注射用※3（高カロリー輸液用総合ビタミン剤）	1

※1 添付文書上の疾患名又は病態はこの他、腎機能障害（軽度障害も含む）、透析患者（腹膜透析を含む）、重篤な腎障害のある患者などの記載があります。
※2 ティーエスワン配合剤は、配合カプセル、配合顆粒、配合OD錠のいずれが投与されたか不明です。
※3 ネオラミン・マルチV 注射用の添付文書の『禁忌』に「血友病患者[パンテノール含有のため。]」と記載されています。

医療事故情報収集等事業

医療事故情報収集等事業
医療
安全情報

No.86　2014年1月

禁忌薬剤の投与

事例 1

パーキンソン病の患者の術後にせん妄があったため、医師はセレネースの筋肉注射を指示し、看護師が投与した。セレネース注の添付文書上、禁忌事項に「パーキンソン病の患者」と記載があったが、医師および看護師はそのことを知らなかった。セレネースを投与後、患者はパーキンソン病による筋強剛が悪化した。

◆セレネース注（抗精神病剤）の添付文書の『禁忌』に、「パーキンソン病の患者〔錐体外路症状が悪化するおそれがある。〕」と記載されています。

事例 2

腎不全の患者に大腸ポリープ切除術の前処置として、医師はビジクリア配合錠を処方した。ビジクリア配合錠の添付文書上、禁忌事項に「重篤な腎機能障害のある患者」と記載があったが、医師はそのことを知らなかった。ビジクリア配合錠を内服した翌日、急性高リン血症、低カルシウム血症によるテタニー症状をきたした。

◆ビジクリア配合錠（経口腸管洗浄剤）の添付文書の『禁忌』に、「透析患者を含む重篤な腎機能障害のある患者、急性リン酸腎症のある患者」と記載されています。

事例が発生した医療機関の取り組み

・**患者に新しく薬剤を投与する際は、添付文書の禁忌事項を把握して処方する。**

総合評価部会の意見

・**定型化した指示による投薬などの処置は、患者の疾患を確認して実施しましょう。**
・**ビジクリア配合錠の添付文書は、禁忌に「高血圧症の高齢者」が追加改訂されています（2012年2月）。**
・**添付文書は改訂されますので、定期的に確認しましょう。**

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
http://www.med-safe.jp/

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

JQHC

公益財団法人 日本医療機能評価機構　医療事故防止事業部
〒101-0061　東京都千代田区三崎町1-4-17　東洋ビル
電話：03-5217-0252（直通）　FAX：03-5217-0253（直通）
http://www.jcqhc.or.jp/